

PEFCとの相互承認の実現

緑の循環 **SGEC** 認証

持続可能な森林経営による
資源循環型社会の実現を目指して



一般社団法人

緑の循環認証会議

Sustainable Green Ecosystem Council

SGEC森林認証制度の概要

モントリオール・プロセス

温・寒帯林地域に属する日本を含む12カ国で採択



認定機関

国際認定フォーラム (IAF)
相互承認メンバー



基本に

認証審査能力の認定

SGEC

公正公開のもとでの自然的・社会的立地に即した森林認証スキームの策定・管理
市町村森林整備計画遵守

- 認証制度の管理規格
- 森林管理認証規格
- CoC認証規格

公示

認証報告

認証規格の明示

公示認定認証機関

ISO/IEC17065
に基づき認定

SGEC認証規格

- 認証制度の管理規格
- 森林管理認証規格
- CoC認証規格

意見具申

認証公示

認証

認証申請



森林所有者・管理者



CoC管理事業体

利害関係者 (ステークホルダー)

モントリオール・プロセス

地球サミット (国連環境開発会議 (UNCED) 1992年開催) において採択された「アジェンダ21」を受けて、森林経営の持続可能性を客観的に把握し評価するための科学的に信頼できる「基準・指標」を作成するための国際的な取り組みの中で、温・寒帯林に属する日本を含む米国、カナダ、ロシア、中国等の12カ国 (12カ国の森林は世界の森林面積の約5割を占める。) が参加し作成された取組 (このような取り組みは世界で9つある。) の一つである。

SGEC森林認証 (SGEC国際森林認証制度) の原則



SGEC森林認証においては、モンリオール・プロセスを基本に自然的、社会的立地に即し、森林の生物多様性、生産性、再生能力・活力及び生態学的、経済的、社会的な機能を現在および将来にわたって果たす潜在能力を維持することが出来る持続可能な森林管理の実現を目指す。

1 持続可能な森林管理

- モンリオールプロセスを基本として自然的、社会的立地に即した持続可能な森林管理の実現
- 生物多様性及び環境の保全への貢献と経済合理性、社会的利益を実現する森林管理の推進
- 認証森林からの安定的、継続的な木製品、非木製品の供給

2 認証制度の信頼性

- 独立性、透明性を確保するための認証規格の制定・運営に関する手順の採用
- 森林所有者、林業・木材産業関係者、地元住民並びに環境や社会問題に関心を抱く組織等幅広い利害関係者(ステークホルダー)の団体が参画出来る仕組みを採用
- 利害関係者から独立した第三者機関(認証機関)による認証の実施

3 認証制度の説明責任

- 独立した第三者機関(認証機関)による定期的な審査の実施により、認証森林からの木材生産から最終木材・木製品の製造販売に至るまで一貫した管理のもとで、認証木材・木製品のトレサビリティについて市民・消費者に対する証明責務の履行

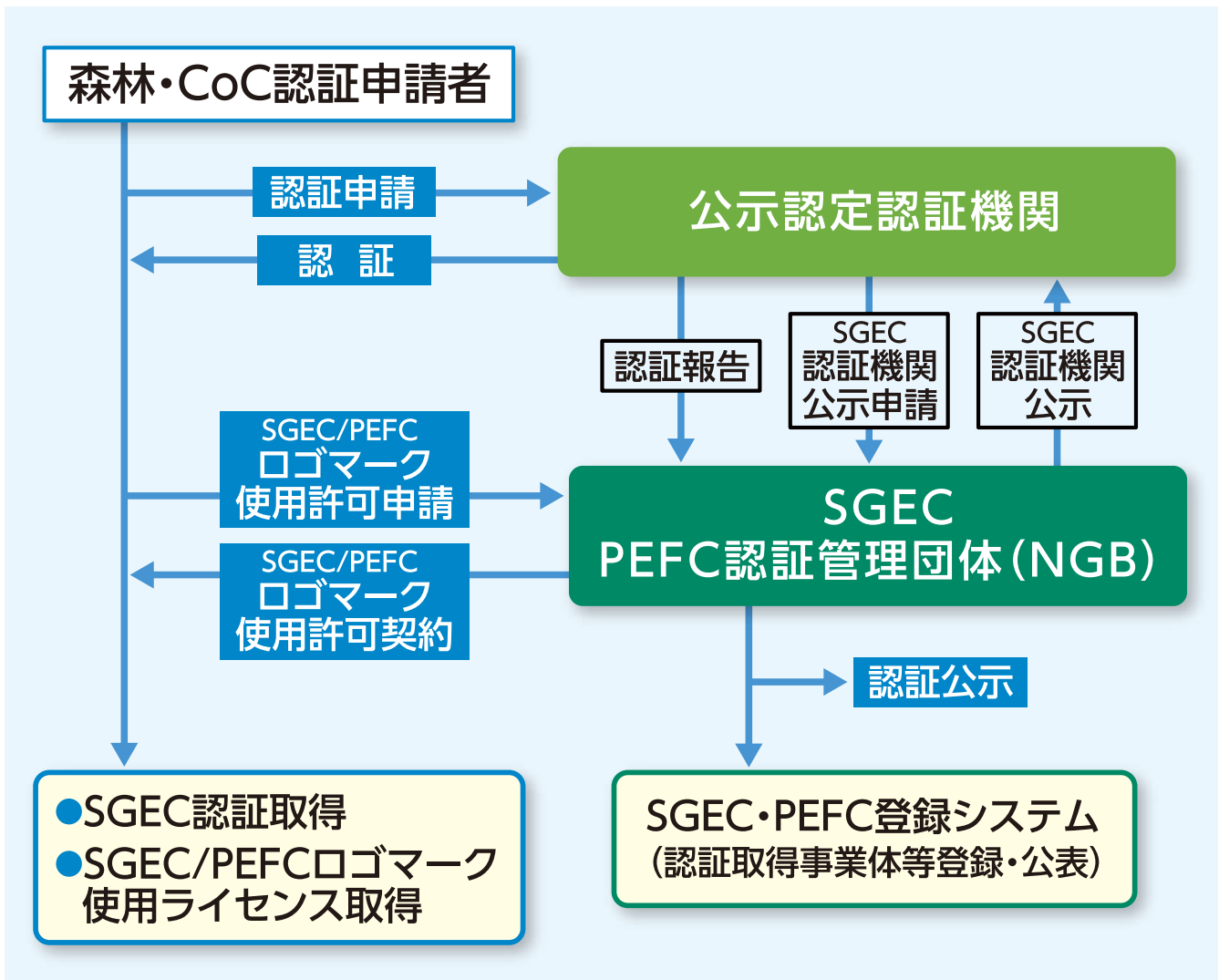
4 認証制度の適応性

- 小規模森林所有者・管理者、小規模製材工場から大規模森林所有者・管理者、大規模製造(製材、合板、集成材、製紙等)・販売企業、及び国公有林まで多様な事業体の積極的な参画を促進する仕組みの堅持
- 森林タイプ、文化遺産、森林の所有構造・経営目的など多様な森林を認証対象として包含することを可能とする仕組みの保持

SGEC 国際森林認証 制度の要件

- 認定機関から認定を受けた認証機関による認証
- PEFC(the Programme for the Endorsement of Forest Certification Schemes)との相互承認のもとでのSGECスキーム(森林管理認証規格、CoC認証規格等)に基づく認証

SGEC認証取得と SGEC・PEFCロゴマーク ライセンス取得の手順



PEFC認証管理団体 (NGB)

SGECは、PEFCとの間で契約し、NGB (National Governing Body) として日本国内におけるPEFC認証制度の管理を代行する

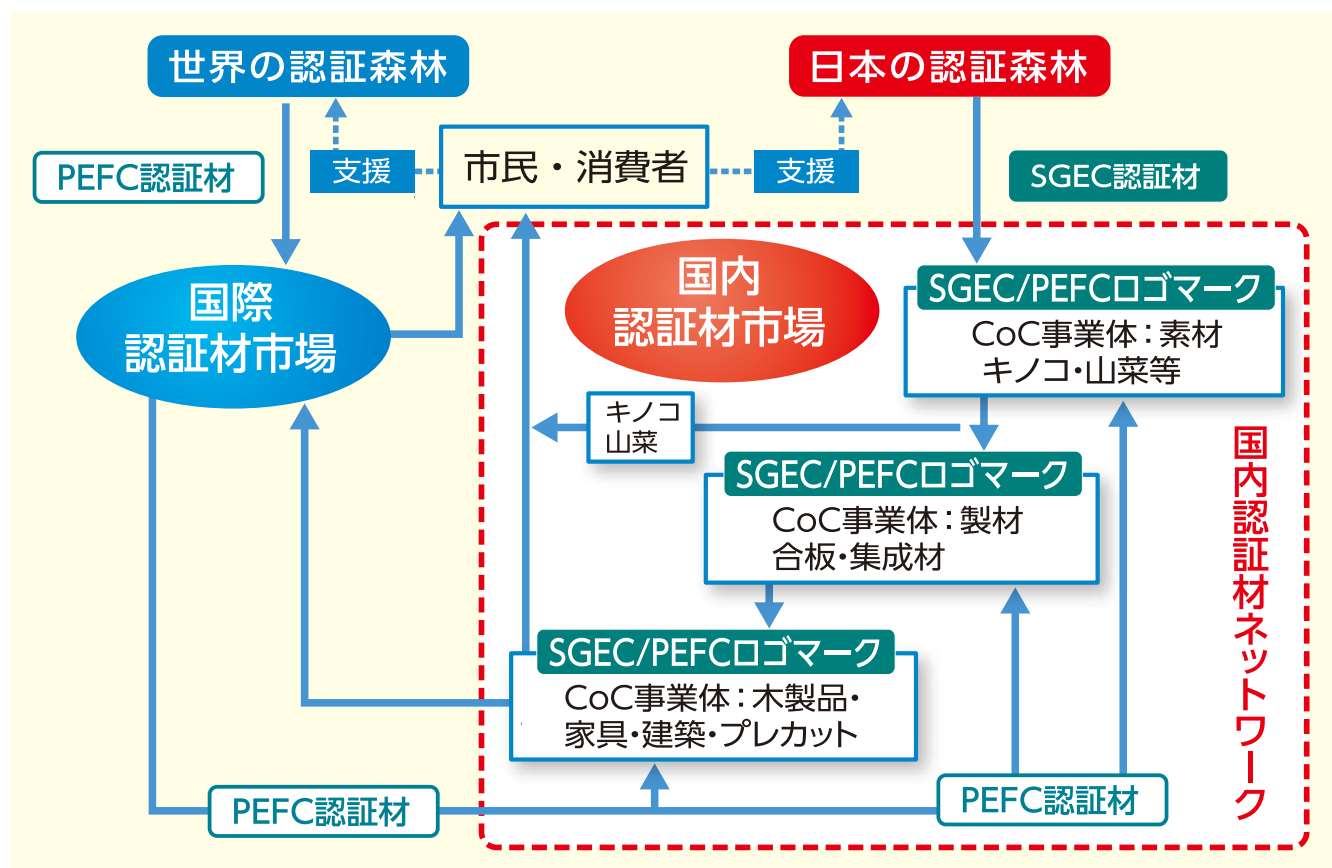
ロゴマーク 使用ライセンス

- SGEC認証取得者はSGECロゴマーク使用及びPEFCロゴライセンス取得可
但し、外国産PEFC材はSGECロゴマーク使用不可



SGEC・PEFC 認証材ネットワーク

市民・消費者に、持続可能な管理がなされている森林から生産された認証材、その他出処に問題のない林産原材料の由来に関する正確な情報を提供し、木材・木製品の選択的購買を勧奨することによって、認証木材・木製品を広く社会へ浸透させ、市場（市民・消費者）主導型のSGEC・PEFC認証材ネットワークを構築し、持続可能な森林管理の促進に貢献する。



国内認証材ネットワーク

国産認証材ネットワークの構築

SGECロゴマークは、日本国内の森林管理認証規格に基づき認証された木材・木製品に使用できることとしており、日本産以外の認証材（外国認証材）に使用することは出来ない。従って、日本（国産）認証材についてSGECロゴマークを使用すれば、外国産認証材と区分して日本（国産）認証材のサプライチェーンの形成が可能である。

認証CoCに投入される木材・木製品

「認証材」及び認証材以外の材を投入することができるが、認証材以外の材についてはCoC認証ガイドラインで規定するリスク管理（DDS）がなされた「管理材」でなければならない。なお、「管理材」は認証材と同様に市場においてその主張ができる。



「緑の循環」七つの基準

世界的に推進されている持続可能な森林管理の考え方(モンリオール・プロセス)を基本に、日本の現状にあわせてつくられた国際性を持つ基準です。



基準 ①

認証対象森林の明示およびその管理方針の確定

森林をきちんと管理するためには、森林を所有する権利や利用する権利がはっきりし、さらに森林の管理状態が帳簿類で整理されていることが最低限必要です。また、森林を管理する自らの方針と計画が作成されており、その計画に沿って定期的に見直しをしながら管理レベルの向上を図ります。



基準 ②

生物多様性の保全

森林を管理する上で、「森林の豊かさ」を保つことが大切です。森林の豊かさとは多様な生物種が共存できることです。森林の中に生息する生物種は、動植物から微生物に至るまで互いに関係あって生活しており、生物種に応じた森林の取り扱いが必要になります。また、貴重な種がある場合には特別な配慮をします。



基準 ③

土壌および水資源の保全と維持

森林がもたらす恵みの中でも、水資源の供給と土砂の流出防止は重要です。特に、森林は水源を守り、清浄な飲み水をつくり、海をも豊にします。このような恵みが保持されるように、伐採や林地開発など森林の利用に当たっては注意が必要です。



基準 ④

森林生態系の生産力および健全性の維持

森林から得られる様々な機能や資源が長期的に安定して享受されるためには、伐採、更新、保育、間伐などが注意深く行われることが必要です。また、病害虫や山火事などの森林災害には常に対策を考えておくことが必要です。



基準 ⑤

持続的森林経営のための法的、制度的枠組み

国内法はもとより、国際的な条約や法規制を守るとともに、地域社会の伝統的あるいは文化的な慣習や生活上の権利を尊重することが必要です。



基準 ⑥

社会・経済的便益の維持および増進

美しい森林を眺めたり、その中に入って楽しんでもらうためには、地域住民や森林で働く人々などに対して、森林管理方針の啓発・教育を行うとともに、自然環境を守るパートナーシップを育てることが必要です。また、持続的森林経営を推進するため、認証森林から生産される林産物が、環境に配慮した資源として、他の林産物と分別・表示された流通の仕組みが整えられ、市民に信頼される環境貢献のブランドとして提供されることが必要です。



基準 ⑦

モニタリングと情報公開

森林状況は絶えず変化しているので、定期的に現場を調べ、それを地域の情報として共有化すると共に、森林の管理方針に反映させることが大切です。



一般社団法人
緑の循環認証会議
Sustainable Green Ecosystem Council

〒100-0014
東京都千代田区永田町 2-4-3 永田町ビル4階
e-mail: info@sgec-eco.org
TEL: 03-6273-3358 FAX: 03-6273-3368

<http://www.sgec-eco.org>